

第三者行為により負傷した場合、届出をお願いします

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方が、交通事故や他人の飼い犬にかまれたなど、第三者(自分以外)の行為によって負傷した場合、傷病届を提出することで、保険証を使って治療を受けることができます。

本来、その場合の治療費は加害者が負担するべきものですが、保険者(国保・後期高齢者医療)が一時的に立替払いをし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。

第三者の行為により負傷し、保険証を使って治療を受ける場合は、速やかに市民課保険年金グループへ届出(連絡)をお願いします。

■ 第三者行為とは

- ・交通事故(自動車事故、自転車事故)
- ・他人の飼い犬にかまれた
- ・他人から暴力を受けた など

■ 届出に必要な書類

事故状況によって必要な書類が異なりますので、「お問合せ」までご連絡ください。

■ このような場合も届出が必要です

- ・自損事故の場合
- ・同乗中の事故などで、相手(加害者)が家族や親戚の場合
- ・相手が不明な場合
- ・ご自身の過失が大きい場合

※相手方との取り決めや示談の前に「お問合せ」までご連絡ください。示談内容により、第三者行為による治療費について、被保険者ご自身で負担しなければならない場合があります。

■ 保険証が使えないとき

- ・通勤中や業務中の負傷(労災保険の対象)
- ・不法行為(飲酒運転、無免許運転など)によるけが

※けんかや泥酔による傷病については、保険証が使用できない場合があります。

【お問合せ】市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線111・129